

「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための  
指針」新旧対照表

改正案	現行
<p>1 携帯電話端末の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針</p> <p><u>平成 24 年 7 月 25 日以降サービスが行われている方式の携帯電話端末による植込み型医療機器への影響を調査した結果、一部の植込み型医療機器について、携帯電話から最長で数 cm 程度の離隔距離で影響を受けることがあったことから、以下の通り取り扱うことが適切である。</u></p> <p><u>なお、PHS 端末については、影響を受けた植込み型医療機器はなかったが、携帯電話端末と外見上容易に区別がつきにくいため、PHS 端末の所持者は、必要に応じて植込み型医療機器の装着者に配慮することが望ましい。</u></p> <p>ア 植込み型医療機器の装着者は、携帯電話端末の使用及び携行に当たっては、<u>植込み型医療機器の電磁耐性（EMC）に関する国際規格（ISO14117 等）を踏まえ、携帯電話端末を植込み型医療機器の装着部位から 15 cm 程度以上離すこと。</u></p> <p>また、混雑した場所では、付近で携帯電話端末が使用されている可能性があるため、注意を払うこと。</p>	<p>1 携帯電話端末及び <u>PHS 端末</u>の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針</p> <p>ア 植込み型医療機器の装着者は、携帯電話端末の使用及び携行に当たっては、携帯電話端末を植込み型医療機器の装着部位から <u>22 cm 程度以上離すこと。</u></p> <p>また、混雑した場所では付近で携帯電話端末が使用されている可能性があるため、<u>十分に注意を払うこと。</u></p> <p>イ <u>植込み型医療機器の装着者は、PHS 端末の使用に当たっては、アの携帯電話端末</u></p>

<p>イ 携帯電話端末の所持者は、植込み型医療機器の装着者と近接した状態となる可能性がある場所では、<u>携帯電話端末と植込み型医療機器の装着部位との距離が 15cm 程度以下になることがないよう注意を払うこと。なお、身動きが自由に取れない状況下（例：満員電車）等、15cm 程度の隔離距離が確保できないおそれがある場合には、事前に携帯電話端末等が電波を発射しない状態に切り替えるなどの対処をすることが望ましい。</u></p>	<p><u>と同様に取り扱うこと。</u></p> <p><u>PHS 端末を植込み型医療機器へ近づけた場合に全く影響を受けないわけではなく、また、PHS 端末と携帯電話端末が外見上容易に区別が付きにくく、慎重に取り扱うという意味で、携帯電話端末と同様に取り扱うことが望ましい。</u></p> <p>ウ 携帯電話端末及び PHS 端末の所持者は、植込み型医療機器の装着者と近接した状態となる可能性がある場所（例：満員電車等）では、<u>その携帯電話端末等の電源を切るよう配慮することが望ましい。</u></p>
--	--

※下線部分が変更箇所となっています。